

病児を家族とともに支援する

ファミリーハウス
「がじゅまるの家」

今年の6月1日に県内初のファミリーハウス「がじゅまるの家」が沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの近くにオープンした。



▲ガジュマルハウスの外観

治療や入院をする病児とその家族が、滞在できる施設である。他の宿泊施設とは違い、ファミリーハウスは、病児を抱える家族の経済的負担を少なくしようと、低料金で宿泊できるようになっている。

「ガジュマルの家」でも、宿泊料金は低く抑えられているが、施設全体が、スタッフやボランティアの惜しみない努力によって、清潔に衛生管理が行き届いている。ハウスマネージャーの森江奈美子さんは、「前に宿泊している人の足跡が残らないように、次に利用する方が気持ちよく利用できるよう」と、水垢も残さないように心がけて掃除をします」と話された。そのため、利用者自身が掃除して退室後のお部屋を、もう一度掃除をする。それだけ、ハウスを利用する方々の精神的な負担を軽くしようとしている。

ファミリーハウスは、安く宿泊できる便利な施設ということに焦点を当てながらちだが、病児の家族にとってもう一つの大重要な役割は、病児を抱える家族同士が交流出来る場所という事である。キッチンや食堂、ランドリールームは利用者の共有スペースであり、コミュニケーションの場にもなる。病気と闘っている子ども達だけではなく、親や兄弟姉妹など様々な方々が

県総合福祉センター 自衛消防訓練

「備えあれば憂いなし」

9月18日(木)に沖縄県総合福祉センター(以下センターと記載)において、平成20年度自衛消防訓練が行われました。最近は雨、特に「ゲリラ豪雨」における災害が頻発し、東京都豊島区では下水管作業員5人が死亡するという痛ましい水害事故がありました。他にも災害には地震や津波、台風など様々あります。

中でも火は日常生活に密接しており、普段から災害になる可能性を多く孕んでいます。加えて、災害は何時起るかわかりません。特に、センターにて災害があつた場合、センターに入居する人命救助を第一に考えて、センター内に入居している団体職員が率先して防災・救助活動を行う必要があります。

このような災害に備え、センターでは、入居団体職員で自衛消防組織隊を構成し、防災・救助活動を中心とした自衛消防訓練を行っています。そのうちの1回は、公設消防隊から様々な意見が寄せられ、それらを基に防災・救助活動を見直しています。



今回、訓練終了後の公設消防隊からの講評では、防災・救助活動に特に問題はありませんでした。センターの防災・救助活動については、より質が高くなつてきてているといえるでしょう。しかし、一方では避難誘導の際の声が小さかつたとのご指摘を受けました。実際の災害現場では、はつきりと大きな声を出して活動をすることが求められます。この点については、次回の訓練で見直さなければならない課題です。

訓練をするたびに災害対策の必要性を実感します。これまで訓練したことを見れないよう心がけ、これからも

大盛況いしみね地域福祉まつり

8月20日(水)、第35回いしみね地域福祉まつりが開催され、オープニングイベントとして、県総合福祉センター結婚式にてステージイベントが行われた。

沖縄かりゆし長寿大学校の同窓会三線サークルによる演奏でイベント幕開けし、続いて、太陽保育園の園児によるお遊戯や若鷹太鼓の創作工芸、かりゆし長寿大学校同窓会の民踊サークルや童謡サークルより、日頃のサークル活動の成果が披露された。

クラウン・コトラの芸には、子ども達だけでなく、大人や高齢者の方たちも目が離せなかった。イベントの最後には、社会福祉士・介護福祉士の資格を持ち、実際に福祉現場で働きながら、感じたことを歌にしていく「えりのあ」さんが(栃木県から来沖してのミニライブ)登場し盛り上げた。

イベントの他にも、近隣福祉施設から利用者作品展示コーナーや福祉車両展示、ステージ

【ゲームの説明】

- ペタンク／木製の小さなビュット(目標球)に金属製のボールを投げあい、より近づけることによって得点を競うゲーム
- スカットボール／ステックでボールを打つてスカット台の得点穴に入れて点数を競う競技

AED展示、小規模作業所出展コーナー等もあり、今回、体験ゲームコーナーでは、「高齢者擬似体験キット」を用いて、ゲーム(ペタンク・スカットボール)を体験することができます。高齢者擬似体験キットは、身体機能だけでなく視覚や聴覚にも影響するので、ゲームをするのも一苦労。

夕方からは、石嶺児童園グランドへまつり会場を移し、福祉施設や地域の方々も出演し、盆おどりやエイサー等を通じて、地域住民との交流が図られた。また、子ども達にとっては、楽しい夏休みの思い出の1つになる伝統のイベントであった。



●お問い合わせ
〒901-11105
南風原町字新川272-16
TEL 098-888-0812
FAX 098-979-6771
Eメール
gajumaru_warabi@orion.ocn.ne.jp

この標識を知っていますか?

これは「聴覚障害者標識」です。
平成20年6月1日から施行された道路交通法の改正により、聴覚

障害がある方を運ぶためのつくりをした普通自動車の運転、③「聴覚障害者標識」を車に表示する事で、運転ができるようになりました。

この「聴覚障害者標識」を表示した普通自動車に対して、幅寄せや割込みをした運転手は処罰の対象になります。「聴覚障害者標識」を表示している自動車の場合に対して、警音器の音で危険を知らせる事ができないことがありますので、周囲の運転者は、必要に応じて減速や徐行して安全に運転できるように配慮が必要です。

方補聴器をつけても10メートル離れた所で90デシベルの警音器の音が聞こえない)が普通自動車の運転免許を取得できるようになりました。今回の改正により、聴覚障害の方でも、車を運転する際に①ワイドミラーの使用、②人を運ぶためのつくりをした普通自動車の運転、③「聴覚障害者標識」を車に表示する事で、運転ができるようになります。